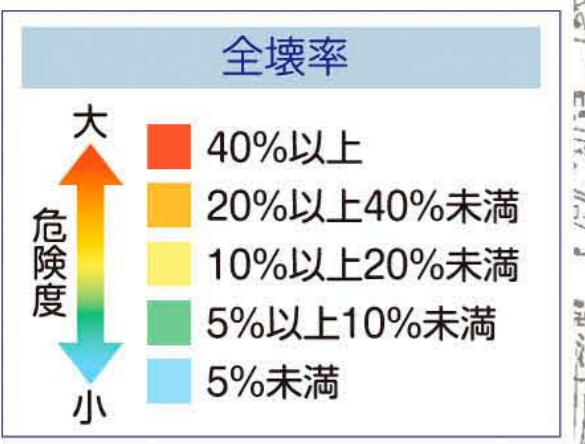


地域の建物危険度マップ 大沢野・細入地域

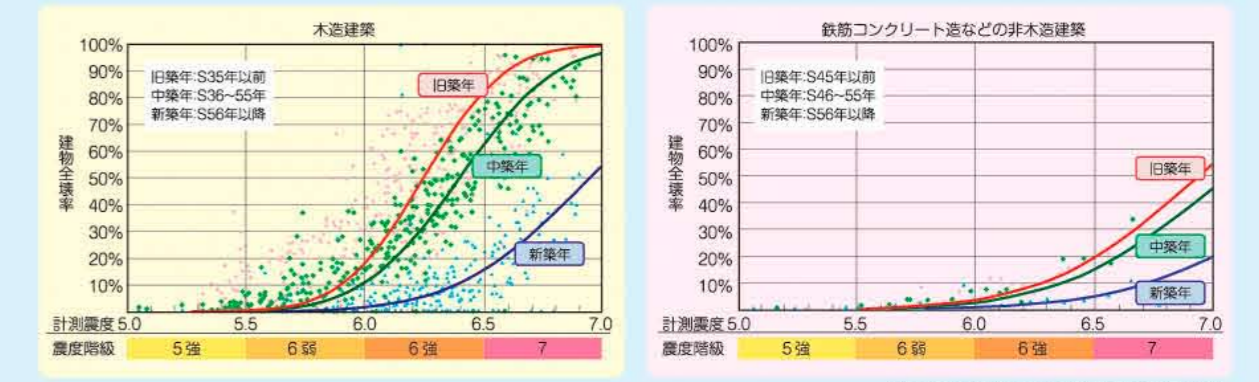
大規模な地震が発生した場合に全壊する建物の割合（全壊率）を、地域ごとの建物の構造（木造/非木造）・築年次と各地点のゆれの大きさに基づいて算定しました。
 （平成22年1月1日時点での富山市における建物の状況から推定しました）

- 建物の全壊率は、緯度経度を基準にした区画割りである50mメッシュごとに、建物の耐震性の大小と揺れの大きさから計算しています。
- 全壊率の大小は、50mメッシュごとに着色により表示しています。
- 予想震度が大きく、古い建物（昭和56年5月以前）が密集しているところほど、全壊率は大きくなります。
- 全壊率は、地域としての建物の全壊の可能性を示していますが、あくまで目安であり、個々の建物や土地についての評価ではありません。



地震による建物被害

- 阪神・淡路大震災では10万棟以上の建物が全壊し、多数の死者を出しました。古い家に住む高齢者の犠牲者が多かったのも重要な点です。
- 一般に、震度が大きくなるほど建物の倒壊率は高く、下のグラフに示すように、震度が6弱～6強以上で建物の全壊率が急激に高くなる傾向にあります。
- この傾向は、昭和56年以前に建てられた古い木造住宅ほど高くなっています。



●昭和56年以前に着工した建物は、古い耐震基準のため、耐震性が劣る場合がありますので、耐震診断・耐震改修を行うことが重要です。

耐震診断を行って、耐震補強をしましょう!

- 次のような項目に心当たりがある建物は、注意が必要です。
- 昭和56年以前に建てられている。
 - 1階の一部が駐車場になっている。
 - 2階が建物の左右に片寄っている。
 - 平屋建てに2階を載せて増築している。
 - ドアあるいは窓の建て付けが悪く、枠と建具の間に大きな隙間が空いている、建具の開閉が思うようにいかない。
 - モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
 - 屋根の棟あるいは軒先が波打っている。
 - 屋根や軒、床が傾いている。
 - 基礎や土台が腐食している（押してみても崩れる）。
 - シロアリの成虫が浴室等から飛び出す。
- ※昭和56年6月の建築基準法の改正により耐震基準が強化されました。



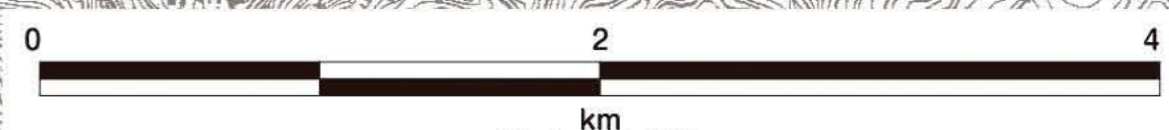
避難場所

最寄りの避難場所や避難経路について確認しておきましょう。

区分	名称	電話番号
広域避難場所	① 大沢野総合運動公園	468-1567
第1次避難所	① 下夕北部地区福祉センター	485-2002
	② 旧小羽小学校(体育館)	—
	③ 船峠小学校	468-2652
	④ 大沢野小学校	467-2288
第2次避難所	⑤ 大久保小学校	468-2653
	⑥ 大沢野中学校	468-2600
第3次避難所	① 富山高等支援学校	467-5560
	① 下夕南部地区福祉センター	484-1202
	② 下夕南部体育館	484-1202
	③ 下夕北部体育館	485-2002
	④ 小羽地区福祉センター	468-0668
	⑤ 船峠地区福祉センター	468-1519
	⑥ 猿倉コミュニティセンター	467-0467
	⑦ 笹津会館	467-0153
	⑧ 大沢野青少年体育センター	468-1265
	⑨ 大沢野武道館	468-1265
	⑩ 大沢野北部地区福祉センター	467-0437
	⑪ 大沢野健康福祉センター(ウインディ)	468-3333
⑫ 大久保ふれあいセンター	467-0001	

区分	名称	電話番号
第1次避難所	⑥ 細入南部地区コミュニティセンター	484-1002
	⑦ 神通碧小学校・楡原中学校	485-2013・485-2014
その他避難所	⑬ 西笹津集落センター	485-2834
	⑭ 岩稲地区公民館	485-2831
	⑮ 富山県漕艇場	485-2104
	⑯ 楡原公民館	—
	⑰ 細入公民館	485-9004
	⑱ 細入総合福祉センター	485-9008
	⑲ 庵谷地区公民館	—
	⑳ 片掛地区公民館	—
	㉑ 猪谷関所館	484-1007
	㉒ 蟹寺地区公民館	484-1046

【避難所の体系】
 災害時に危険を一時的に回避する避難場所として、広域避難場所を設けています。
 災害時に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある市民が緊急生活するための場所として避難所を設けています。
 第1次避難所 災害発生時等において第1次に開設する避難所
 第2次避難所 第1次避難所に収容しきれない場合等に開設する避難所
 第3次避難所 第1次避難所、第2次避難所に収容しきれない場合等に開設する避難所
 その他避難所 第1次、第2次、第3次避難所を補完する避難所



○この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
 (承認番号 平30情模 第1026号)
 ○この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。